

2012年09月18日

## 【当世マレーシア人気質（1）】特異な民族構成



クアラルンプールの北の Gombak にある先住民博物館 (Orang Asli Museum)。Orang Asli とはマレー半島部に居住する先住民でブミプトラに分類され、総人口比は 0.5% (筆者撮影)

日本人のマレーシアに対する印象はどのようなもののでしょうか？概して肯定的なのではないでしょうか。たとえば、マレーシアはいわゆるロングステイの希望先として 2006 年以降連続して一位に選ばれています。自然環境を見てみると、近隣のタイ、インドネシア、フィリピンなどでは大きな災害が起きていますが、マレーシアはほぼ免れています。経済面でも、生活必需品の調達は容易ですし、物価上昇率は近隣諸国と比較しても低い部類に入ります。政治的にも、時々デモが発生しますが暴動には至りませんし、選挙制度もきちんと機能しています。軍部の政治介入などはまったくありません。

このような自然的、経済的、政治的な環境の他に、いわば人的な環境がマレーシアに対する評価を高めているように思われます。一言でいえば、「多民族社会で外国人を受け入れやすい」ということになるのでしょうか。とはいうものの、世界的にはむしろ多民族社会自体が国家の不安定要因になっている例が少なくありません。地球上の紛争地域の相当割合が、何らかの形で民族問題とかかわっているということもできると思います。マレーシアはどこが違うのでしょうか？

このテーマについて考える前に、まず民族学的視点からのマレーシア社会の特異性について簡単にお話しておきたいと思います。2000 年センサスによれば、マレーシアの人口 (総人口から外国人を除いた数) は 2,190 万人。民族別の比率は、マレー人 53%、マレー人以外のブミプトラ (Bumiputera) 12%、華人 (中国人) 26%、インド人 8%、その他 1%

となっています。ブミプトラとはサンスクリット起源のマレー語で「土地の子」を意味し、マレー人およびマレー人と類縁関係にある諸民族の総称です。マレー人以外のブミプトラは数十の少数民族から成り立っており、そのほとんどがボルネオ（カリマンタン）島のサバ、サラワク両州が居住地です。従って、現代のマレーシア社会について語る場合どうしても主要三民族（マレー人、華人、インド人）が中心になりますが、この三民族は各々の先祖の出身地が大きく異なるため、身体的特徴、言語、宗教等多方面において相互に距離があります。また社会的にもそれぞれが力を持つ分野が異なっています。構成比率を見ても、圧倒的な多数派というものが存在しません。世界には多くの多民族社会が存在しますが、マレーシアのそれはきわめて特徴的といえるでしょう。

さて、今回はとりあえずここで終了とし、次回につなげたいと思います。初回はかなり形式的な話になってしまいました。しかし、今回お話したことはこれから毎回お伝えする内容のほとんどにかかわってきます。引き続きお読みいただければさいわいです。

2012年10月15日

## 【当世マレーシア人気質（2）】多民族社会の由来



クアラルンプールにある Malay World Gallery。マレー文化紹介のための施設。国立博物館（National Museum）に隣接する。（筆者撮影）

今回は、マレーシアの主要三民族（マレー人、華人、インド人）がどのようにマレー半島に移住してきたかという話です。「華人、インド人はわかるけど、マレー人も移民なの？」と意外に思われる方もいるかもしれません。

マレー人といっても学問的には詳細な分類が必要なのですが、それはさておき、もっとも古いマレー人の祖先は紀元前約 2,500 年以降、今の中国雲南省あたりから東南アジア島嶼部に南下してきたとされています。そうであれば、「マレー人が移民というのはいい過ぎではないか」とも考えられます。ところが、実際にはずっと時代が下ってからマレー半島に移ってきたマレー系の人々が少なくないようです。そうなると、華人やインド人に対して「先住民族の正統的権利」を正面切って主張する根拠が弱くなってしまいます。率直な発言で知られたリー・クワンユー元シンガポール首相などは、「マレー人の移住が本格化したのは 700 年くらい前のことだ。しかも、今のマレー人の三分の一は第二次世界大戦前にインドネシアから移り住んださらに若い人々だ。従って、特定の民族だけがマレーシア人と呼ばれる正当性を有している、というのは間違いだ」と発言して物議を醸しました。マレー人にすれば痛いところを突かれてしまったわけです。

華人、インド人はどうでしょうか？華人は、主にマレー半島で錫鉱山が発見された 19 世紀半ば以降に労働移民としてやってきました。インド人はそれより少し遅く、マレー半島でゴム栽培が始められた 20 世紀初頭以降、同じく労働移民としてプランテーションで働き始めました。労働移民のなかには本国に帰還せず、マレー半島に定着する人々が少なくありませんでした。その結果、1930 年代になると、マレー半島では「(華人) + (インド人) > (マレー人)」というふうに、マレー人の数的優位が崩れてしまったのです。さらに、華人、インド人は都市部で商業に従事する層が拡大する一方、マレー人の大半は農村部にとどまっていた。

終戦後まもなく、宗主国であるイギリスは英領マラヤの統治形態について、「三民族は平等に扱う」という基本構想を打ち出しました。マレー人は、これが実現すると経済的にはもちろん政治的にも主導権を奪われると危惧し、構想の修正を求めました。英領マラヤは1957年にマラヤ連邦として独立しましたが、その憲法にはマレー人に譲歩する形での改編が取り入れられています。その内容については次回に触れたいと思います。「そんなことがビジネスに関係してくるの？」と思われる方も多いと思いますが、実は関係してくるのです。「急がば回れ」といいますが、何事も基本が重要です。次回もお読みいただければと思います。

2012年11月12日

### 【当世マレーシア人気質（3）】マレー人の「定義」



Malay World Gallery 内の展示。マレー類縁民族が色別に表示されている。(筆者撮影)

マレーシアの前身であるマラヤ連邦は1948年に誕生し、1957年にイギリスから独立したわけですが、独立させること自体は第二次世界大戦終了以前から決定されていました。その際、マレー人と華人・インド人の処遇にどのような相違を設けるべきか、が問題になりました。マレー人は自らの優位を、華人・インド人は三民族の平等を主張したためです。しかし、彼らは自分たちだけで問題を解決することができず、イギリスにその調整を依頼することになりました。マレー半島に独立戦争が起きなかったのもうなずけます。



拡大図。東南アジア地域が同じ色で表示されているが、学問的にはさらに細かく分類されている。(筆者撮影)

独立後のマラヤ連邦をどのような国にするのか、というイギリスとマラヤ連邦との話し合いのなかで、①国語、国家元首、国教を定める、②国民を確定する、市民権・国籍の授与問題を処理する、③植民地時代に認められていたマレー人の特権を継続する、という諸点について何とか合意をみました。とはい

うものの、マラヤ連邦は移民の集合体ですから、「国民を確定する」といっても実際には簡単ではないわけですから。これに加え、マレー人に対しては何らかの特権を保証しようというわけですから、さらに踏み込んだ規程が必要となります。結局、「誰がマレー人か」ということに関しては、市民権に関する要件に加え、①イスラーム信仰を明言し、②日常的にマレー語を話し、③マレーの慣習（アダット；adat）に従う者を指す、ということになりました。マレー人の定義づけがなされたわけです。また、マレー人の特権については、①公務員職の確保、②奨学金の授与、③教育・訓練上の特権、④取引・事業遂行に関する優先許可、という内容が法制化されることになりました。一方、華人・インド人に対しては市民権の要件を緩和することとし、双方の妥協を図ることになりました。これらの内容は現在のマレーシア連邦憲法に継承されています。ある民族を法律しかも憲法で定義しているというのは、世界的にも珍しいかもしれませんね。

さて、マレー人はイスラームを信仰する人々と「決められている」わけですから、彼らに「宗教は何ですか」と聞くことは意味のないこととなります。マレーシアに長期滞在している日本人のなかにもこの点を誤解されている方がいて、同じ質問をされたマレー人をしばしばがっかりさせています。マレー人に「信仰の自由」はないのです。なにかと大まかさを指摘されることの多いマレー人ですが、宗教に関しては決してそのようなことはありません。特に、現地で業務上日常的に彼らと接している方々にはさらなる細かい配慮が必要です。この点は、今後お話ししていくことといたしましょう。

2012年12月10日

## 【当世マレーシア人気質（4）】ムスリムと飲酒



マラヤ大学の学生会館で開かれた小規模な書籍市の様子。マレー人の女子学生はみなスカーフを着用している。その一方で、服装は色彩豊かである。宗教的制約のなかで各自がおしゃれを楽しんでいることが見て取れる。（筆者撮影）

マレーシアではイスラームが国の宗教と定められています（連邦憲法第3条）。マレーシアに限らずイスラーム国で生活をされた経験のある方であれば、イスラームが生活の隅々まで浸透していることを実感として語る事ができるでしょう。イスラームは戒律の宗教といえます。ムスリムの少ない現代日本でも、毎日お祈りをする、断食をする、酒を飲まない、豚肉を食べない、女性は髪を覆うなど、詳細については知らなくても明確な戒律があるということについてはよく知られるようになってきました。

今回は飲酒について取り上げてみようと思います。もちろん、公式の立場からすれば飲酒は禁止です。イスラームの聖典であるクルアーン（コーラン）が禁じているからです。それでも、厳格さの程度は国によって異なるといわれています。マレーシアではどうなのでしょう。マレーシアでもっとも歴史のある大学であるマラヤ大学（University of Malaya）では、1970年代までは学内でアルコールを提供していた、という話を聞いたことがあります。現在ではどうてい考えられないことです。スーパーなどでも、酒類の売り場は隔離されたところにあります。

こういうとマレーシアのムスリムにしかられそうですが、それでも酒好きなムスリムは確実にいます。なぜそういえるかというと、進んで酒のことを話題にするムスリムに実際に会ったことが少なからずあるからです。「日本酒はうまいね」とうれしそうに話すマラヤ大学の教授、日本酒の話を聞いたがった某省の高級官僚……。ホテルのバーで酔いつぶれているマレー人を見かけたこともあります。飲酒運転で事故を起こし、メディアにたたかれた若いマレー人女性歌手もいました。

イスラームでは、酒と賭け事は敵意と憎悪を呼ぶ「危険」なもの、と聖典に書いてあります。一方で、「死後の楽園では心地よい酒の川が流れている」、などという記述もあります。これに対して、豚は徹底

して「不浄」なものと書かれています。同じ禁忌でも違うようです。ムスリムの豚や豚肉・豚由来製品に対する拒否反応は強烈ですが、酒に対する態度との違いは、このような聖典での書き方の違いが影響しているのかもしれないですね。

ここで、日常的にマレー人などのムスリムに接するかもしれないかたがたにアドバイスをひとつ。ムスリムが酒のことを話題にするということは基本的にありませんが、付き合いが長くなってくると話題になることがあるかもしれません。話をあわせるぐらいならかまわないでしょうが、それ以上には踏み込まないことです。決して飲みに誘ったりしてはいけません。下手をすると、こちらが犯罪者にされてしまうかもしれませんから！

2013年01月15日

## 【当世マレーシア人気質（5）】ムスリムと金曜礼拝



クアラルンプール市内にあるモスク。インド人街にあり、Jalan Masjid India（インドモスク通り）という通りの名称にもなっている。マレーシアで最も住宅密集地にあるモスクとあってよい。金曜の昼には、モスク正面の道路は礼拝者で埋め尽くされる。（筆者撮影）

すべてのムスリムが持つ義務の一つに礼拝（アラビア語でサラート）があります。要はお祈りです。直立した姿勢から膝を屈して座り、額と両手を床につける独特の作法をテレビなどで見かけた方も多いことでしょう。これを一日の夜明け前から夜半までに5回、聖地メッカの方角に向かって行うことになっています。礼拝をいつ行うべきかはその地における太陽の位置によって決定されるため、一日の礼拝の時刻は場所によって変わってきます。また、同じ場所でも日によって変化します。そこで、信者の便宜のため、各礼拝を行う目安とすべき時刻が分単位で決められています。たとえば、クアラルンプールの場合、2012年12月25日の昼の礼拝時刻は13時16分でした。毎日の礼拝の時刻はマレー語の新聞などに掲載されます。また、官公庁や各地のイスラミック・センターのウェブサイトで確認することもできます。

なお、金曜日の昼の礼拝というのは特別の位置づけにあり、集団で行うことが奨励されています。これに参加するためにはモスクに行かなければならないので、往復の移動の時間さらに昼食を取る時間も考慮すると、通常の一時間の昼休みではとても足りません。マレーシアの場合、官公庁の一般的な昼休みは13時から14時までですが、金曜日はこれが12時15分から14時45分までに変更されます。官公庁でなくても、マレー人がいる職場ではどうしてもこの金曜礼拝のための昼休み延長を考慮せざるを得

ません。1時間が2時間半に延長されるわけですから十分に長いと思われるかもしれませんが、実際には14時45分に仕事が再開されていない場合が少なくないのです。交通渋滞などで定時までに戻れないということがしばしばあります。また、定時に戻ってきても、ティータイムと称して仕事を再開しないこともあります！「なるべく金曜日の午後は官公庁に行くな」というのは、現地の人たちの共通認識といっても過言ではないでしょう。

マレーシアに進出している外国資本の場合、経営に少なからぬ影響を及ぼしているという声は、工場などの生産現場を抱える企業からよく聞きます。これは基本的に雇用者数が多いことと関係しているといえます。とはいうものの、そのために何らかの抜本的な対応策を取ったという事例は聞いたことがありません。うかつなことをすれば大問題に発展する可能性があるからです。現実には、どの企業も「必要経費」として受容しているようです。また、金曜日の礼拝はムスリム全体の慣行であり、マレーシアに特有の慣行ではないということも影響していると思われます。

2013年02月12日

## 【当世マレーシア人気質（6）】イスラームとビジネス・・ハラール認証



マレーシアのハラール・ロゴ。中央のアラビア文字は「ハラール」、下部は「マレーシア」を表す。（出所）<http://www.halal.gov.my/>

今回と次回は、マレーシアにおけるイスラーム関連ビジネスを手短に紹介したいと思います。今回はハラール認証を、次回はイスラーム金融を取り上げます。

さて、ハラール認証 (halal certification) とは何でしょうか。ハラールという言葉は初耳だ、という方が多いかもしれません。これは「承認された、正当な」という意味のアラビア語です。アラビア語の綴りのとおりに読めば「ハラール」ですが、マレーシアの人たちは「ハラル」と短く発音することが多いようです。この言葉が食品に関して使われる場合は、一般的には豚肉・豚由来成分・酒類等を含まないこと、動物の肉であればイスラームの教えに従った方法で処理されたものであることを示しています。ハラール認証の基準であるハラール規格は、当然もっと詳細です。たとえば、電気で畜殺する場合は動物ごとに使用する電圧、電流まで決められています。また、その後の加工、流通、保管の各段階においても遵守すべき規格が定められています。重要なことは、マレーシアのハラール規格には、遺伝子組み換えを使用した素材は不適合とする、というような宗教的な意味合いとは別の規制も含まれていることです。そのため、ハラール認証を受けた食品は健康的である、という一般的な保証にもなっています。

首相府所管のハラール産業開発公社 (Halal Industry Development Corporation ; HDC) という機関がマレーシアでのハラール規格の審査を担当していますが、ハラール産業の振興を通じた経済への貢献も同公社の重要な役割です。ISO (国際標準化機構) の規格をご存じの方は多いと思いますが、ハラール認証はまだ国際規格となっていないため国によって規格の内容に違いがあります。HDC のホームページには、「マレーシアは世界的なハラール・ハブを目指す」と明確にうたわれています。マレーシアの規格

はサウジアラビアに次いで厳格だということですが、厳格な規格はハラール・ハブとなるための必須要件といえるでしょう。マレーシアの場合、宗教団体でなく国家が規格を管理しているのも強みです。

ところで、二十年以上前にマレーシアから日本に留学したマレー人で、母国に戻って官僚生活を送っていたところ日本に転勤になり、それを契機に日本でハラール・ビジネスを始めた人がいます。数年前から、日本産の農産物や畜産物をハラール食品として適切に加工するための指導・助言、海外に輸出するための販路の紹介などを行っているということです。ハラール・ビジネスを通してイスラームと日本の架け橋になり、日本を元気にしたいとのことで、今後の活躍に期待が持てそうです。

2013年03月11日

## 【当世マレーシア人気質（7）】イスラームとビジネス・・イスラーム金融



クアラルンプール名所の一つである、クラン川とゴンバック川の合流点。中央の細長いビルは、マレーシアに二番目にできたイスラーム銀行である Bank Muamalat Malaysia。（筆者撮影）

今回はイスラーム金融を取り上げます。そもそも、イスラーム金融とはどのようなものでしょうか。最近では、イスラームは利子を禁じているということが多少とも知られるようになってきました。それでも、利子のない金融がなぜ成立するのか、ということになると首をかしげる人は多いと思います。ここでイスラーム金融の解説をする余裕はありませんが、とりあえず「利子に代わるもの」を認めることで成立している金融制度とご理解ください。実際には、起業家・出資者間で契約を締結し、事業の結果として発生した利益を分配する、債券を購入することで資金を運用する、など様々な形態が採用されています。

マレーシアでは1983年にマレーシア・イスラーム銀行（Bank Islam Malaysia）が設立され、政府系のイスラーム債券が発行されました。その後、イスラーム金融の世界的な成長に合わせ、マレーシアでも制度が整備されてきます。2006年にはマレーシア中央銀行により、マレーシア国際イスラーム金融センター（Malaysia International Islamic Finance Centre; MIFC）が設立されました。その主要目的の一つに、外国の金融機関をマレーシアに誘致し、外貨取引事業を展開してもらおうということがあります。金融市場の国際化を進め、マレーシアをアジアにおけるイスラーム金融のハブに成長させようという考えです。マレーシアのイスラーム金融市場の規模は現時点では世界全体の1%にも満たない水準ですが、近年の成長率は15～25%といわれており、今後の展開が期待できると思います。

さて、前回はハラール認証について、今回はイスラーム金融について手短にお伝えしました。もちろん、他の分野でもマレーシアは成長戦略を展開していますが、この二つの分野に特に力を入れていることが多少ともご理解いただけたかと思います。それでは、なぜこれらの分野が選ばれたのでしょうか？

第一の理由は、何よりもイスラーム関連だということです。マレーシア、正確にはマレー人を中心と

するムスリムの指導層は、この国のイスラームを発展させ、イスラーム世界のなかで一定の地歩を占めたいと考えています。イスラーム的価値観と開発政策が結びついた、ある意味では理想型ということも可能かと思えます。第二の理由は、これらの分野が巨大な資本や最先端の技術を必要としていないということです。マレーシアの資本力、技術力でも可能な領域です。必要なのは知恵と工夫とリーダーシップ、といってもいいかもしれません。

ここで、時々聞かれる「これらの分野がいわゆるすきま産業 (niche industry) だからマレーシアは力を入れているのだ」という意見について考えてみたいと思います。私見をいわせていただくと、これは一面の真理ではあるとしても本質を突いた議論であるとは思えません。マレーシアの成長戦略は、思いつきなどでなく、十分な議論と綿密な調査を経て採択されたものです。やさしいことではありませんが、中央省庁や中央銀行のウェブサイトを開き、開発計画書や年報などに目を通してみることをお勧めします。マレーシア経済に対する見方が変わるかもしれません。

2013年04月08日

## 【当世マレーシア人気質（8）】アジア通貨危機とマレーシアの対応



クアラルンプール中心部。中央の大きなビルは外資系銀行。(筆者撮影)

前回の最後にマレーシアの成長戦略の評価について少し触れましたが、今回はマレーシアが歴史に残るような独自性を発揮した例を取り上げてみたいと思います。

2008年9月のいわゆるリーマンショックに始まる世界金融危機はまだ記憶に新しいところですが、1997年7月以降のアジア通貨危機も大変な事件でした。タイに始まった通貨下落は瞬く間に近隣諸国に波及し、タイ、インドネシア、韓国は自力による回復を断念し、IMFの管理下に入りました。インドネシアのスハルト大統領がIMFとの融資協定書に腰を折って署名しているところをIMFのカムデシュ専務理事が腕組みしながら見下ろす、という光景が世界中に報道され、インドネシアの屈辱的な立場を象徴するものとして大いに話題になったものです。

マレーシアはというと、投機筋のリング売りに対抗して実施した通貨防衛の副作用による株価の下落、有力上場企業の破綻、金融機関の不良債権の増加という悪循環に陥り、壁に突き当たっていました。1998年も半ばを過ぎると、マレーシアが何か思いきった措置を執るらしいということはメディアにも取り上げられるようになりました。しかし、その詳細は不明でした。筆者も情報を集めようとしたのですが、政策担当者の口は堅く、具体的なことは何も教えてもらえませんでした。

そして、1998年9月1日、マレーシアは取得後一年未満の外国人所有株式の売却代金の両替・外国送金を禁止する資本流出規制を発表しました。さらに、翌日9月2日には、1米ドル=3.80リングとするドル・ペッグ固定相場制導入を発表しました。この頃、筆者は隣国のタイに業務で出張中だったのですが、銀行はもちろん両替商までもが一切リングを受け付けてくれません。文字通りの「通貨の鎖国」を体験しました。「国際金融のトリレンマ」という命題がありますが、これは、①自由な国際資本移動、②名目為替レートの安定、③金融政策の独立性、という三要件を同時に満足させることはできないという内容です。マレーシアについていえば、①を捨てて②と③を取ったこととなります。また、政治的観点

からは、IMFによる内政干渉によってブミプトラ優遇政策に変更が生じる事態を懸念したため、ということがいえると思います。

このようなマレーシアの思い切った政策に対する反応は激烈なもので、そもそもの原因を作ったヘッジファンドからの批判は当然のこととして、国際機関、国際金融市場、学界などあらゆる方面から強烈な批判を受け、まさに四面楚歌の状態でした。後にノーベル経済学賞を受賞するクルーグマン (P. Krugman) のような当初からの支持者は少数でした。決断の先頭に立ったマハティール首相の表情は堅く、孤立感がただよっていました。しかし、結果的にはこの政策が功を奏し、マレーシアのマクロ経済指標は好転していきます。そして、この政策が開始されてから約一年後、マレーシア政府はクアラルンプールでシンポジウムを開催し、国の内外に政策の成功をアピールしました。筆者もこれに出席しましたが、基調講演を行ったマハティール首相は、プロンプターを使用して具体的な数値をあげながら実績を披露し、意気揚々として降壇しました。

この一連の政策から筆者がお伝えしたいのは、マハティール首相の卓越したリーダーシップはもちろんなのですが、それとともにその政策を練り上げた中央官庁の政策スタッフの優秀さです。これについては、当時マレーシアに駐在されていた日系銀行の方から詳細を聞く機会を得ましたが、筆者の想定していたとおりでした。そして、金融部門に限らず、この国の行政の中枢を支える官僚テクノクラートの質の高さを示す証左を各所に見ることができます。

さて、今回はイスラーム関連のテーマに戻ります。引き続きお読みいただければ幸いです。

2013年05月07日

## 【当世マレーシア人気質（9）】イスラームへの改宗〔1〕



クアラルンプール市内のモノレールの駅  
(筆者撮影)

今回からまたイスラームの話です。引き続きおつきあいください。さて、マレーシアのムスリムとはどのような人々でしょうか。近隣諸国のムスリムと比較して何か異なる特徴があるのでしょうか。ここでは、「民族」を切り口として考えてみたいと思います。そうするには理由があります。それは、マレーシアの民族構成の特質や民族政策の内容といったものが、マレーシアのムスリムの間に見られる「ある種の特徴的な現象」に反映されているからです。しかし、それを正面から取り上げるのは大変です。ちょっと迂回し、「改宗」を手掛かりにこの複雑な領域の観察を始めることにしましょう。

マレーシアでは、イスラームへの改宗はどのように行われるのでしょうか。これには公的な手続きが必要です。つまり、モスクなどの宗教施設ではなく、しかるべき役所に行く必要があるのです。具体的には、イスラームに関する事項を担当する役所が各地にありますので、ムスリムの保証人二人を伴ってそこに行き、担当官吏の前でいわゆる信仰告白（「アッラーの他に神なし」および「ムハンマドはアッラーの使徒なり」）をアラビア語で唱え、書類に署名します。次に、その書類を持って身分上の登録を行う役所に行き、手数料を払って手続きをすれば終わりです。マレーシアの身分証明書には信仰する宗教を示す欄があり、改宗した場合はこの欄の記述を変更してもらえばいいわけですが、いきなり登録所に行っても受け付けてもらえません。この国でムスリムになることは一定の特権が付与されることでもあるので、それなりの手続きが必要だというわけです。また、イスラームに改宗した場合は名前も変えますので、その申請も同時に行います。なお、改宗による場合に限らず名前を変えた場合は、身分証明書には改名前の名前も併記されます。たとえば、**Emilia Kamaruddin@Loh Loo Hing** のように、@の前に改名後の、@の後に改名前の名前が表示されます。まれに2回改名する人もいて、その場合はA@B@Cという長い形になります。日常生活では改名後の名前のみを表示するのが通常ですが、公的な場では正式な形で示さなければなりません。何となく長たらしくて、あまり格好のいいものではありませんね。改名したことのコストということでしょうか……。なお、この@は *alias* を意味しており、アットマー

クではありませんので念のため。このような手続きは外国人にも準用されます。マレーシアに滞在中にイスラームに改宗しようとする場合、同様の手続きを経ることによってムスリムであることの証明書を発行してくれます。これによって、たとえばイスラーム関連の調査をしている研究者が調査を円滑に進めることができるようになった、という実例があります。

このように、イスラームへの改宗は簡単で、政府もそれに伴う事務負担や援助を惜しみません。次回は、このような改宗に伴って発生する微妙な問題点や、表に出ることのないある種の「悲哀」について取り上げてみたいと思います。

2013年06月03日

## 【当世マレーシア人気質（10）】イスラームへの改宗〔2〕



クアラルンプール市内モノレールの高架線。（筆者撮影）

マレーシア社会においては、イスラームに改宗するということは信仰する宗教が変わるだけでなく、自分の立ち位置も大きく変化することを意味します。決して小さなことではありません。日常生活も大きく変わります。それでも、イスラームに改宗しようとする人々は、少数ながら確実にかつ常に存在します。

そもそも、非ムスリムがイスラームに改宗する理由は何でしょうか。ムスリムと結婚するため、というのは主要な理由の一つです。この場合、非ムスリムは婚姻届を出す前に改宗しておく必要があります。この点は他のイスラーム諸国でも似たようなものかと思えます。では、非ムスリムの夫婦の一方がイスラームに改宗した場合はどうでしょうか。二人の婚姻関係は自動的に無効になるのでしょうか？そうではないのです。従って、もう一方の配偶者が遅れて改宗すれば、婚姻関係は従来通り継続されます。もちろん、双方合意の上で離婚するという方法もあります。実際にはこうなる場合が多いわけですが……。日本で協議離婚といわれているものですね。しかし、マレーシアでは合意による離婚でも裁判所を経由しなければなりません。弁護士を立てて書類を作成してもらい、裁判所から離婚証明書を手に入れる必要があります。時間も数ヶ月かかります。

ところで、夫婦の一方のみが改宗し、他方は非ムスリムのままで夫婦関係が継続されるということはあるのでしょうか。離婚訴訟中でもなく、夫婦に子供がいて親権を争っているわけでもない、というような事例です。無効でないのならそのまま問題なく継続できるのだろうと推測したくなりますが、実際にはほぼ完全にありえないのです。第一に、改宗の承認を得る段階で、現在の婚姻関係をどうするのか必ず聞かれます。役所も過去の問題事例を知っており、いい加減な回答をすれば改宗は承認されません。虚偽の申告をしたことが判明すれば、刑事上の犯罪ともなります。第二に、夫婦の周囲が放っておきません。特に、ムスリム配偶者の立場は困難に見舞われます。過去の経緯はあるにせよ、異教徒との結婚生活はイスラーム法に違反しているからです。この時点で、もともとまれと思われる事態がさらに継続

困難になります。それでもがんばった(?)と仮定しましょう。もう周囲はあきらめてくれるでしょうか?たぶんそうはならないと思われます。婚姻関係というのはもちろん民事に関するのですが、イスラーム関係は公的事項としての扱いを受けることが少なくありません。マレーシア連邦憲法第 11 条は、信教の自由を認める一方、「本条は、公共の秩序、公衆衛生および公衆道徳について規定した法律に反するいかなる行為も認めない」と宣言しています。この条項は広範な内容を含むもののように思われます。これに関してマラヤ大学法学部の先生に伺ったところ、「イスラーム社会の安寧秩序を乱すという理由で第三者が法的に訴えることは可能といえる。憲法の規定からもわかるように、援用できる法律はたくさんある」とのことでした。「結婚は個人的なこと。他人は口を挟むな」などとはいってられないわけですね……。今回は、さらに込み入った事例を見てみようと思います。

2013年07月01日

## 【当世マレーシア人気質（11）】イスラームへの改宗〔3〕



クアラルンプール市内の道路交通。日本車も見られる（筆者撮影）

前回は、「非ムスリムの夫婦の一方がイスラームに改宗したのに他方は改宗せず、それでいて双方とも離婚する意思がない」といういささか無理のある想定を試してみました。マレーシア特有の事情をご理解いただくためです。今回は、比較的好くみられ、またもめることの多い事例を取り上げてみます。夫婦に未成年の子供がいる場合です。この場合、子供はもちろん非ムスリムですから、子供の信仰がどうなるかが問題になります。

まず、両親ともにイスラームに改宗した場合です。マレーシアの児童保護法（Guardianship of Infants Act）は、未成年者の改宗には保護者の同意が必要と規定しています。未成年者が自分の意思だけで改宗するのは認められていないというわけです。その一方において、「未成年者の改宗も、成人同様本人の自発的意思に基づく」という判例があります。要するに、未成年は親に無断で改宗はできないが、親から改宗を強制されることもないということです。もっとも、判例はあくまで判例ですので、自由意思による改宗が未成年者において法的に保証されているというわけではありません。この点に関連して、両親が改宗したことに子供が違和感を持ち、内心は不本意ながらも改宗するということが実際にはあるわけで、子供の成育上の問題点を指摘する専門家もいます。

では、両親の片方のみがイスラームに改宗し、他方が改宗しない場合の子供はどうなるのでしょうか。両親間の係争事項となるのは、一つは子供の親権や養育権をどうするか、もう一つは子供の改宗をどうするかです。理屈としては双方の話し合いで争いにならずにことが進むこともあり得ますが、こじれることが少なくありません。大きな理由の一つには、近代司法制度とイスラーム司法制度が併存しているという根本的な法制度上の問題があります。前者には連邦裁判所を頂点とする上級裁判所と数種の下級裁判所が、後者には各州のスルタンが管轄する Syaria Court（イスラーム法裁判所）があります。非ムスリムは前者に、ムスリムは後者に訴えを起こすというのはよくあることですが、両者の判断が異なったり、訴訟が両制度の間を行ったり来たりすることがあります。このような場合、裁判が長期化するこ

とが少なくありません。筆者は司法関係には詳しくないのですが、専門家から聞かされた実例のなかには首をかしげたくくなるようなものもあります。たとえば、未成年の子供がもう少しで成年になるような時期の裁判で、裁判所がなかなか判決を出さず、そのうちに子供が成人になってしまい、しばらくして「成年になったので親の同意は不要。自分で判断すればよい」という判決が出されたということです。裁判所が判決を故意に引き延ばしたわけでもないでしょうが、問題の複雑さを物語る一例になるかと思います。次回は、華人の改宗を巡る問題について考えてみたいと思います。

2013年07月29日

## 【当世マレーシア人気質（12）】イスラームへの改宗〔4〕



クアラルンプール市内の道路交通。混雑時はこのように整然とはしていない（筆者撮影）

2000年センサスによれば、マレー人の100%、マレー人以外のブミプトラの36.3%、インド人の3.8%、華人の1.0%がムスリムとなっています。華人の百人に一人がムスリムということですが、「そんなにいるかな・・・？」というのが筆者の正直な実感です。これはあくまで一般論の範囲内での話ですが、マレーシアに一定期間生活されたかたなら、華人の価値観や生活習慣がマレー人を主体とするムスリムとはかなりの距離があることに気づかれることと思います。華人は豚肉も好きですし・・・。それでは、あえてイスラームに改宗するのはどのような人たちでしょうか。よくあるのは、ムスリムとの婚姻を目的としたものです。「男性側がマレー人で、女性側が華人」というのが、その逆の場合よりもマレー人コミュニティには受け入れられやすいようです。そのほか、「イスラームに目覚めた」という人もいます。こうなると、話が個人的すぎてよくわかりません。敏感な問題のため、詳しく聞くことができないからです。

クアラルンプールには、マレーシア華人ムスリム協会（Malaysian Chinese Muslim Association; MACMA）という、イスラームに改宗した華人が設立した団体があります。同協会の目的の一つは、華人ムスリムを物心両面で支えることです。これは当然のことといえますが、もう一つ重要な役割として、非ムスリム華人層との意思疎通を図ることをうたっています。このことは、華人社会から完全に遊離することの不利益とともに、華人としてのアイデンティティを完全に捨て去ることの難しさを象徴しているものと思われます。これとの関連で、中国風モスクにまつわる話をあげてみましょう。中国本土に見られる仏教寺院風のモスクを望む華人ムスリムは少なくないようで、MACMAの尽力で2011年にクアラルンプールに設立されました。これを知ったとき、少し大げさかもしれませんが、「時代が変わったな」という感想を持ちました。というのは、これまでは中国風モスクの設立に対してマレー人からの反発があり、着工できなかったという経緯があるからです。とはいっても、中国本土の建築様式と比較すると中国風の趣は明らかに弱くなっています。多少の妥協があったのかもしれませんが。

ここで、いかにもマレーシア的という改宗の例を挙げてみましょう。それは、ブミプトラに付与される特権の獲得を目的とした改宗です。「そんな改宗があるの!？」と驚かれるかたが多いのではないかと思います。実際にあるのです。筆者の知人の華人を介してインタビューできた例を少し紹介してみましょう。改宗者は独身の男性で、親類縁者にムスリムはいないとのことでした。制度上の説明は長くなるので省きますが、結局彼がブミプトラとして認定されることはありませんでした。それもあってか、マレー人コミュニティにはあまり受け入れられず、その一方で華人からは疎んじられることになり、改宗してもあまりいいことはなかったとっていました。自分と同じように改宗した華人とのつきあいが自然に増え、モスクも先に述べた **MACMA** が建立したモスクに行っているとのことでした。筆者には、「もっとマレー人に受け入れられると思ったのだが・・・。後悔していないといえば嘘になるが、もう戻ることはできない」と一抹の寂しさを告白してくれました。ここでお伝えしたような改宗がどの程度あるのか、当然のことながら公開された情報はありません。調査されたこともないのではないのでしょうか。しかし、これも間違いなく現代マレーシア社会の一面なのです。

2013年08月26日

## 【当世マレーシア人気質（13）】イスラームからの改宗〔1〕



クアラルンプール市内の道路交通。このようなきちんとした歩道がついているのは首都などの限られた地域だけ（筆者撮影）

これまではある宗教からイスラームに改宗する場合の話でした。改宗に関する手続き自体は容易でも、時として様々な困難が伴う場合があることがご理解いただけたかと思います。今度はイスラームから他の宗教に改宗する場合を取り上げてみたいと思います。こちらの方はきわめて深刻な問題をもたらします。まず、そのような改宗は制度上ほとんど受け入れられません。脅迫されていたというような場合であれば別ですが、通常はありえませんか。さらに、改宗を表明したというだけでムスリムのコミュニティから間違いなく疎外されます。なぜなら、イスラーム法がイスラームからの改宗（*murtad*；棄教）を禁じているからです。厳格なイスラーム法が施行されている国では、これまでに死刑さえも執行されています。そのような国では、棄教自体が表面化することなく、時によっては家族にさえも秘密にされるようです。

マレーシアでは、イスラームからの改宗を公的に表明し、しかも制度的な承認を得ようとした場合、具体的にどのような問題が発生するのでしょうか。イスラームが国教であるといっても、棄教を表明したというだけでただちに有罪になるというようなことはありません。また、ムスリムが多数派であるとはいっても、国民の四割は非ムスリムというのも現実です。それもあってというわけでもないでしょうが、これまでも訴訟に持ち込まれた例が少なからずあります。典型的なものは、ムスリムとの結婚を機に改宗したが、その後離婚したためイスラームから離脱しようというものです。このような場合、新聞などのマスメディアに必ず取り上げられます。有名人に限りません。それだけ、社会の関心が集まるためです。

ここではリナ・ジョイ（*Lina Joy*）という女性の改宗について特に取り上げ、考えてみたいと思います。本件はマレーシア連邦裁判所（日本での最高裁判所に相当）まで審理が持ち込まれた事例で、問題化してから10年という長い年月をかけて最終的な判決が出されたものです。マレーシアでよく知られて

いるのはもちろんですが、イスラームにおける棄教について研究している人であれば誰でも知っている有名な事例です。その理由の一つに、最終審まで持ち込まれたということがあげられると思います。それにより、マレーシアにおけるイスラーム法制度の現状について一応の外観が得られるからです。では、詳細は次回に。

2013年09月24日

## 【当世マレーシア人気質（14）】イスラームからの改宗〔2〕



日暮れ時のクアラルンプール市内の道路交通。中央にKLタワーが見える（筆者撮影）

前回触れたリナ・ジョイ女史は出生時上の登録名をアズリナ・ジャイラニ（Azlina Jailani）といい、1964年にマレー人の家庭に生まれました。両親の祖先はジャワ人とのことです。26歳でキリスト教に入信したようですが、洗礼は受けなかったといいます。いつからかはわかりませんが、キリスト教徒のインド系マレーシア人との結婚を望んでいたようです。

彼女は1997年2月、身分証明書上の名前および宗教の変更を役所に申請しました。ここから彼女の長い苦闘が始まります。Long battle と表現している新聞がありましたが、的確な表現といえるでしょう。まず、同年8月に申請の却下が通知されました。彼女はこれであきらめることなく、2000年まで申請を出し続けます。最終的に改名のほうは承認されましたが、改宗は認められませんでした。イスラーム法裁判所（Syariah Court）からの棄教承認を得ていないからというのがその理由ですが、そもそもイスラーム法裁判所が棄教を承認するはずもなく、申請自体に無理があったといえるでしょう。

ここに至り、リナ女史は司法に解決の場を求めます。それは、イスラーム法裁判所ではなく高等裁判所（High Court）に訴えるというものでした。自分はすでにキリスト教に改宗しているのでイスラーム法に従うべきではないと考えたためということですが、イスラーム法裁判所を経由しなければ道が開けるかもしれないと判断したのかもしれませんが、しかし、2001年4月、高等裁判所は憲法によりマレー人はムスリムと定められているので改宗は認められないとの判決を出します。これを受け、彼女は上級の控訴裁判所（Court of Appeal）に訴えます。2005年9月、その判決が出ます。ここでも、イスラーム法裁判所からの棄教承認を得ていないとの理由で申請を却下した登録局の判断が支持されました。彼女はこれにもめげることなく、最終審である連邦裁判所（Federal Court）まで持ち込みます。大変な執念といえるでしょう。

2007年5月30日、連邦裁の判決が出されました。10年にわたる長い闘いにマレーシア司法の最終判

断が下されたわけです。当日は筆者も連邦裁まで行ってみました。社会の関心がどの程度のものか、自分で確認したくなったためです。とはいうものの、以前はクアラルンプールの中心にあった連邦裁はこの時期には新しい行政都市であるプトラジャヤ（Putrajaya）に移転しており、楽な移動ではありませんでした。さて、連邦裁の前はまさに黒山の人だかり！五百人くらいはいたでしょう。想像以上の人数でした。メディア関係者は半数くらいかと推測しました。マレーシア社会がこの裁判に多大の関心を持っていることを実感しました。

連邦裁の判決の内容については次回にお伝えします。

2013年10月21日

### 【当世マレーシア人気質（15）】イスラームからの改宗〔3〕



全面的改修工事中のブキット・ビンタン地区。モノレール高架軌道の汚れが目立ってきている（筆者撮影）

今回は、リナ・ジョイというマレー人女性のキリスト教への改宗をめぐる訴訟がマレーシア連邦裁判所まで行ったということをお伝えして終了しました。さて、連邦裁ではどのような判決が出たのでしょうか？リナ女史にとってはまことに残念なことです。イスラームからの正式な離脱を熱望する彼女の訴えはここでも退けられました。最終審で敗訴したということで、少なくともマレーシア司法の判断としては結論が出たわけです。判決の要旨は、「ムスリムが棄教できるか否かはイスラーム法固有の領域に属する事項であって、それを判断できるのはイスラーム法裁判所 (Syariah Court) のみである。従って、イスラーム法裁判所の棄教承認を得ない限り身分証明書上の宗教欄に変更を加えることはできない、とした登録局 (National Registration Department ; NRD) の判断は正当である」というものです。

本件の争点はいくつかあるのですが、司法制度に関するものが特に重要です。以前もお伝えしたことなのですが、マレーシアでは近代司法制度とイスラーム司法制度が並存しています。前者は非イスラーム国と基本的に同じですが、後者はムスリムの家族・相続関係事項（婚姻、離婚、相続、遺言等）、その他のイスラーム関係事項（喜捨、礼拝所等）を扱います。立法は州単位で行われていますので、裁判もそれに合わせた管轄となっています。クアラルンプールのような連邦特別区は州と同様の扱いになっています。両司法制度の管轄区分に関しては、連邦憲法第 121 条第 1A 項に「第 1 項の裁判所〔高等裁判所等の普通裁判所〕は、イスラーム法裁判所が管轄する事項に関しては管轄権を有しない」という 1988 年に付加された規定があります。連邦裁判決はこれをよりどころとしたわけです。いいかえれば、本係争を主として司法上の管轄権にかかわる問題と考えたということです。管轄権という形式論議に持ち込むことによって「イスラームからの改宗は可能なのか」という根本問題への回答を回避した、といううがった見方をする専門家もいます。

それでは、裁判所の管轄権だけが論議され、連邦憲法第 11 条にうたわれている信教の自由はまったく

問題にされなかったのでしょうか？そもそもリナ女史側は、信教の自由を問題として訴訟を起こしたわけです。実は、問題にされないどころか重要な少数意見が出されているのです。その要旨は、「本件は信教の自由にかかわる憲法問題であり、イスラーム法裁判所は改宗の是非について法的判断をする立場にはない。従って、イスラーム法裁判所の棄教証明が必要とする登録局の主張は違法かつ不当なものである」というものです。すぐお分かりいただけると思いますが、これは判決の基本となった多数意見とはまったく異なる論理展開となっています。これほど判断が分かれたのはなぜでしょうか？

次回は、このような少数意見を述べた裁判官にかかわる話を取り上げたいと思います。

2013年11月18日

## 【当世マレーシア人気質（16）】イスラームからの改宗〔4〕



マランジュム判事（写真出所：[http://malaysiafactbook.com/Richard\\_Malanjum](http://malaysiafactbook.com/Richard_Malanjum)）

今回は、リナ・ジョイ女史のイスラームからの改宗を訴えた連邦裁判所判決において、彼女の訴えを認める少数意見があったこととその要旨について述べたところで終わりました。今回は、そのような少数意見を出した裁判官について少しお話したいと思います。というのは、本件に関するこれまでの研究は、主として司法制度ないしはイスラーム法の視点からなされてきたものであるため、結論となった多数意見の分析に重きがおかれ、少数意見を出したのはどのような裁判官か、その少数意見はマレーシア社会においてどういう意味を持つのか、といった点についてはほとんど触れられてこなかったためです。

今回取り上げる裁判官はリチャード・マランジュム（Richard Malanjum）という人ですが、その人物について話す前に連邦裁判所の裁判官の構成についてお話しておきましょう。連邦裁判所裁判官は、連邦裁判所長官、控訴裁判所長官、高等裁判所主席判事（2人）の計4人の役職者の判事と、ヒラの判事（憲法の規定では最大11人）で構成されています。兼任の裁判官がいるのが日本と異なるところです。高等裁判所は、マラヤ高等裁判所（High Court in Malaya）とサバ・サラワク高等裁判所（High Court in Sabah and Sarawak）に分けられ、支部を含めた全部で22の法廷があります。高等裁判所主席判事のうち、一人は半島部主席判事（Chief Judge of the High Court in Malaya）、もう一人はサバ・サラワク主席判事（Chief Judge of the High Court in Sabah and Sarawak）と呼ばれています。連邦裁判所の審理は原則として3人の裁判官が担当することになっています。「3人とは少ない」と思う方が多いと思います。日本の最高裁判所小法廷をさらに小さくしたような感じでしょうか。

本件を担当したのは連邦裁判所長官、控訴裁判所長官、高等裁判所サバ・サラワク主席判事の3人で、その意味では、本件判決はまさにマレーシア司法の最高のスタッフが下した判断とっていいと思いま

す。しかし、最も重要と思われるのは、サバ・サラワク主席判事が非マレー人でキリスト教徒だったということです。連邦裁判所長官と控訴裁判所長官はマレー人でしたが、マランジュム判事はサバ州出身のカダザン人（現在のマレーシアでは **Kadazan-Dusun** と称する）です。夫人は **Marina Teo** という華人で、やはりキリスト教徒です。このような3人の構成からして、判決が2対1になるのはある程度（というか大いに）予想されることでした。このことから、意図的にこのような裁判官構成にしたのだというマレーシア人は少なくありません。少数意見が明記される一方で、多数意見が判決となるわけですから・・・。実は、これと似たことが下級審でも起きていたのです。前々回お伝えした控訴裁判所の判決は2対1の多数決として出されており、二人のマレー人判事が登録局の決定を支持し、一人のインド人判事はこれを無効としていたのです。

次回に続きます。イスラームからの改宗も次回で終わりにしたいと思います。引き続きお読みいただければさいわいです。

2013年12月16日

## 【当世マレーシア人気質（17）】イスラームからの改宗〔5〕



連邦裁判所と控訴裁判所が入る Palace of Justice（マレー語では Istana Kehakiman）。新行政都市プトラジャヤにある（写真出所：[http://malaysiafactbook.com/Palace\\_of\\_Justice](http://malaysiafactbook.com/Palace_of_Justice)）

前回触れたマランジュム判事は1952年生まれの61歳。ロンドン大学の法学学士号を取得したあと、さまざまなキャリアを経て第4代サバ・サラワク首席判事に就任しました。サバ州出身者では初めてのことです。首席判事に就任したのはリナ女史の連邦裁判所での審理が開始されたのと同じ2006年7月です。従って、マランジュム判事の連邦裁判所での仕事はリナ女史の訴訟とともに開始されたといえるでしょう。

イスラーム社会から反発を受けるような判断を下したマランジュム判事ですが、本件のためにその地位が大きな影響を受けることはなかったようで、現在でもサバ・サラワク首席判事の地位にあります。ただ、同判事の夫人で弁護士でもあるマリナ女史が一時ネット社会で批判の対象にされたことがあります。女史が他の弁護士と共同運営する事務所について不適切な運営が行われていたというものです。しかし、真偽のほどは不明であり、また主要なメディアに取り上げられることもなく、短期間で立ち消えになりました。この裁判がなければ取り上げられることさえなかったものと思われる。

同判事の少数意見は、当然のことながらイスラーム社会からは否定的に受け止められました。主要な反対勢力は、Allied Coordinating Committee of Islamic NGOs (ACCIN) という14のイスラーム系 NGO の連合組織です。一方、支持勢力としては Article 11（「11条」）という NGO が有力なものです。「11条」とは信教の自由をうたった連邦憲法11条を表しており、非ムスリム主体の組織ですが少数のムスリムも参加しています。また、Sisters in Islam (SIS) という団体は、ムスリムの組織としては唯一この「11条」と連帯して少数意見を支持しました。このように、異なる宗教に寛容なムスリムと、非寛容で時には過激となるムスリムがともにみられる、というのが現代マレーシア社会の実情ではないかと思えます。

ところで、連邦裁判決後のリナ女史はいうまでもなく公式にはムスリムのままですので、結婚を予定していたインド系男性とはずっと未婚状態です。婚姻届が受理されないためです。そのため、悲しいことにその男性は新聞や雑誌では単に **boyfriend** と称されるだけでした。しかし、リナ女史はそれ以上の困難に見舞われることになりました。過激なムスリムから殺害予告が来るようになったのです。もちろん、これには一般ムスリム層からの支持もほとんどなく、リナ女史が実際にテロ行為を受けるようなこともありませんでした。リナ女史の連邦裁判決はロイターなどによって世界中に配信され、欧米の主要メディアにも取り上げられました。信教の自由を支援する団体からの支持表明もありました。イスラームに関する学術書にも取り上げられるようになっていきます。それほど重要な裁判だったといえるでしょう。

世界のムスリム人口は拡大の一途をたどっています。イスラームは現代マレーシア社会を理解するための重要なキーワードのひとつです。現在マレーシアにかかわっている、あるいはこれからかかわろうという方々が、少しでもイスラームに関心を持っていただければと思います。

2014年01月20日

## 【当世マレーシア人気質（18）】サバ・サラワクは「もうひとつのマレーシア」？〔1〕



米国中央情報局が刊行する The World Factbook に掲載されているマレーシア地図。（写真出所：<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/my.html>）

以前お話ししたマランジュム判事はサバ州の出身でした。仕方のないこととはいえ、マレーシアを取り上げるとどうしても半島部が中心になってしまいます。「ついでの思いつき」で恐縮なのですが、サバ州の名前が出たのを機に少し目を東のほうに転じ、サバ州とサラワク州を取り上げてみようと思います。とはいっても、知っていただきたいことは山ほどあります。ここでは、「大切なのに誤解されやすい」ことをほんの少しだけお伝えしようと思います。

サバ・サラワクは半島部マレーシアからは最短でも 600km ほどの距離があり、同じ国というには少し離れすぎているという印象を持たれるかたも多いと思います。実際、同じ国でありながら、以前は半島部から移動するのにマレーシア人でもパスポートが必要でした。現在でも、MyKad と呼ばれる新しい形式の身分証明書に変更していない人はパスポートの提示を要求される場合があります。また、連邦憲法にはサバ・サラワクについて半島部と異なる規定を含んだ条文が少なくありません。このような制度上の相違はマレーシアという連邦制国家の成立に起因しており、歴史的な理解が必要です。そのようなわけで多くの相違点があるのですが、1963 年に統一国家を形成して既に 50 年が経過しました。マレー人の人口比率も増え、全体的に「マレー化」が進行しています。

今回は、人ではなく自然環境が対象です。まず、ご自身のサバ・サラワクの地理に関する知識を確認していただきたいと思います。参考としてマレーシア全体の地図を掲載してみました。意外なことに、マレーシアに相当の期間居住経験のあるかたでも、半島部との位置関係や面積比較について正確に把握していない場合が少なくありません。位置関係については、半島部とサバ・サラワクの緯度の関係が間違いやすいところです。これについては、「サラワク州の州都クチンと、ジョホール州の州都ジョホールバルとの緯度がほぼ同じ」というのを目安にすればよいと思います。シンガポールですと少し緯度が離れすぎてしまいますね。面積については、「サバ・サラワクが大きすぎるのではないか、半島部が小さすぎるのではないか」というかたが少なくありません。実際の面積は、地図の外見からも推測できるとおりサバ・サラワクのほうが広く、半島部との比率はだいたい 4 : 6 となっています。特にサラワクはマレ

ーシアの13州のなかで最大の面積を持ち、単独で国土全体の4割近くを占めています。北朝鮮とほぼ同じと考えていただくとよいでしょう。大変な広さですね。余談になりますが、このサラワク州は生物学上重要な場所で、多くの研究者が調査に訪れています。マレーシア国内で調査を実施する場合、政府の事前許可が必要なのですが、テーマにかかわらず同一の機関が審査をしています。筆者がマレーシアでの調査期間が終了間近になり、挨拶のために審査担当官を訪ねたところ、「欧州の研究者が生物標本を無断で持ち出した！」と怒っていました。そのあと入国した研究者にはさぞ迷惑な出来事だったでしょう。

2014年02月17日

## 【当世マレーシア人気質（19）】サバ・サラワクは「もうひとつのマレーシア」？〔2〕



米国中央情報局が刊行する The World Factbook に掲載されているブルネイ地図。（写真出所：<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/bx.html>）

今回は完全に中等教育水準の話でした。今回もサバ・サラワクの地理に関する話ですが、ずっと細かい話になります。サバ・サラワクの地理そして地図に関して、マレーシアの人々にとって重要な箇所があります。それはブルネイと接するサラワク州のリンバン地区（Limbang district）です。ブルネイにとっても重要なところですが、リンバン地区全体の輪郭については割愛させていただきます。ここでは、とりあえず「ブルネイの二つの領土に接した地域」ということをご理解ください。

このような小さな地域をあえて取り上げる理由は二つあります。一つは、このリンバン地区とブルネイとの境界線がどうなっているかということが、その地図の信頼性を確認する有力な手段として利用できるためです。こういうと怪訝に思われるかたが多いと思いますが、実は政府が作成したような地図（日本の場合は国土交通省国土地理院が主管）は別として、市場で入手できる地図や地図帳にはあまり信頼できないものもあります。ましてや、インターネットなどに掲載されている地図にはいい加減なものが少なくありません。今回も米国 CIA 作成の地図を掲載してもらいましたが、さすがに正確です。海岸付近の微妙な領土区分も的確に描かれています。なお、Times Atlas などのように長い歴史を持った地図帳の地図は信頼が置けるといえるでしょう。

この地域を取り上げるもう一つの理由は、この地域には長年にわたってブルネイとの間に国境の確定問題があり、いまだに決着がつかないためです。この問題の関係国がマレーシア、ブルネイ両国だけということもあり、国際的にほとんど認知されていません。しかし、サバ・サラワクに長期滞在され

るようなかたは知っておくとよいと思います。ブルネイ側から見ればこの地区のために自国の領土が飛び地になっているわけで、確かに面白くはないでしょうが、それでもたいした距離ではありません。現に、陸路経由で容易に国境を往復することができます。実は、かなりの埋蔵量が確認されている石油が係争の発端です。ちなみに、マハティール元首相の在任中に、同氏がリンバン地区のブルネイへの売却を決定したというデマが飛び交ったことがありました。なんともひどい話です。100年以上も続いているリンバン地区の境界問題に関して、これまでに両国間で5件の協定が締結されてきました。2009年の協定が一番新しいものですが、このときブルネイ側が「今後は領土問題としない」といったというのがマレーシア側の報道です。自国に都合のいいように報道しているのではないか、という印象を受けたことを思い出します。

2014年03月17日

## 【当世マレーシア人気質（20）】サバ・サラワクは「もうひとつのマレーシア」？〔3〕



サバ州の州都コタキナバルにあるサバ博物館。 サバ州の歴史・文化・社会・自然に関する展示と研究を行う。(写真出所：[https://malaysiafactbook.com/library/Sabah\\_Museum](https://malaysiafactbook.com/library/Sabah_Museum))

これまで「半島部マレーシア」および「サバ・サラワク」という言い方をしてきましたが、あらためて両者の呼称の正当性について考えてみようと思います。正当性という少し大げさに聞こえるかもしれませんが、実はけっこう複雑な要素を含んでいます。歴史や言語の視点も考慮しなければなりません。今回と次回でこの呼称の問題を取り上げようと思いますが、今回の話は単純です。

まず、現在の正式な呼称ですが、半島部マレーシアは英語では Peninsular Malaysia、マレー語では Semenanjung (スムナンジュン) Malaysia といいます。サバ・サラワクは単に Sabah, Sarawak と並べるか、接続詞を使って英語では Sabah and Sarawak、マレー語では Sabah dan Sarawak といいます。dan (ダン) は and と同じです。これでおわかりのように、サバ・サラワクについては実は両者を統一した簡便な表現はありません。

以前は、半島部マレーシアを「西マレーシア」(West Malaysia)、サバ・サラワクを「東マレーシア」(East Malaysia) と呼ぶ非公式な表現が使われていました。きちんと調べたことがないので自信がないのですが、この言い方は 1966 年から始まったようです。この年は、シンガポールがマレーシア連邦から離脱した年の翌年です。方角を使用していてわかりやすいえにマレーシア政府自身もしばしばこの呼称を刊行物などで使用するようになったため、一般的な表現として広まりました。その一方で、いかにも二つのマレーシアがあるようで好ましくないという指摘も出てきました。

連邦憲法は第 1 条第 2 項で州名について規定していますが、現在は単に 13 の州名を ABC 順に列挙しているだけです。しかし、1976 年 8 月の改正以前は、半島部マレーシアを「マラヤ諸州」(States of Malaya)、サバ・サラワクを「ボルネオ諸州」(Borneo States) と包括的に表現していました。この改正には「二つのマレーシア」に対する批判が間接的に影響しています。現在では、西マレーシア・東マレーシアと

という言い方は公的にはまったく使用されていません。

今回お話したことは、外国人としてはどのように把握しておくべきでしょうか。マレーシア人との日常会話において仮に「西マレーシア」、「東マレーシア」という表現をしたとしても、それだけで問題になるようなことはないといえるでしょう。しかし、現地法人の取締役などある程度の地位にあるかたは留意しておくべきでしょう。特に、公式な場でのあいさつなどでは正統な表現を心掛ける必要があります。

2014年04月14日

## 【当世マレーシア人気質（21）】サバ・サラワクは「もうひとつのマレーシア」？〔4〕



サラワク州の州都クチンにある州議会議事堂。伝統的な建築様式を取り入れている（写真出所：[https://malaysiafactbook.com/Sarawak\\_State\\_Legislative\\_Assembly\\_Building](https://malaysiafactbook.com/Sarawak_State_Legislative_Assembly_Building)）

今回は、「西マレーシア」および「東マレーシア」という表現について考えてみました。両者は非公式な呼称であるともお伝えしました。また、前者を表す「マラヤ」(Malaya)、後者を表す「ボルネオ」(Borneo)という伝統的な言葉があることにも触れました。これらは、憲法の条文にも出てくる正統的な呼称です。今回は、この二つの呼称について考えてみたいと思います。

本コラムがサバ・サラワクを取り上げているということで、まずはボルネオについて。この地域に関して、「カリマンタン」(Kalimantan)という言葉をご存知のかたも多いと思います。ボルネオは島全体を指しています。カリマンタンのほうは、「オランダ領ボルネオ」(Dutch Borneo)といわれた時期もあり、一般的にはボルネオのインドネシア領部分（島全体の約4分の3）を指しています。一方、インドネシアでは島全体の意味で使うことがあります。自国にひきつけた言い方といえるでしょう。それもあって、ボルネオはマレーシア側で、カリマンタンはインドネシア側でよく使われます。なお、ボルネオはブルネイから派生したものだという説があります。逆ではありません、念のため。

次にマラヤです。マレー人・マレー語を表す「ムラユ」(Melayu)というマレー語が語源です。より正確には、ムラユをまねたオランダ語から派生した英語の「マライ (マレイ、マレー)」(Malay)が語源のようです。マラヤは、地名としてはボルネオよりもなじみがないものと推測します。既に歴史的な言葉になっていることもあると思います。しかし、マレーシアの人々にとってはいまだに重要な言葉です。なんとといっても、マレーシアの以前の国名は「マラヤ連邦」(Federation of Malaya)でした。マラヤがマレー半島と同じ意味で使われる場合がありますが、これは明らかに拡大解釈で、誤りといえます。マラヤ、西マレーシア、半島部マレーシアは同じ領域を表します。

半島部マレーシアを英語では Peninsular Malaysia、マレー語では Semenanjung Malaysia と呼ぶこ

とは前回お話ししました。英語の場合には「半島」を表す名詞の *peninsula* と「半島の」を表す形容詞の *peninsular* があり、明確に区別することができます。「マレー半島」は *Malay Peninsula*、「半島部マレーシア」*Peninsular Malaysia* となり、単語も語順も異なります。従って、あいまいな解釈が入る余地がありません。マレー半島というとタイ、ミャンマーの一部も含まれますから、その区別は重要です。

マレー語のほうはどうでしょうか。*Semenanjung* は「半島」を表す名詞、*Malaysia* も名詞ですから、「半島・マレーシア」と名詞を並べただけです。ところで、マレー語では形容詞は名詞の後ろに置かれます。また、名詞の後ろに置かれた名詞は形容詞として前の名詞を修飾する役割を持つことがあります。いずれの場合も、その形を変えません。従って、*Semenanjung Malaysia* は「マレーシアの半島」の意味になります。これで「半島部マレーシア」を表現しています。英語に比較するとなんともあいまいですわりの悪いのですが、これは言語上の問題なので仕方ありません。なお、「マレー半島」はマレー語でどのようにいうかということ、*Semenanjung Tanah Melayu* といいます。*Tanah Melayu* (タナ・ムラユ) は「マレーの地」という意味です。さらに付け加えると、ムラユはマレー語、マラヤは英語ですが、マレーシアはマレー語でも英語でもあります。連邦憲法第1条第1項(!)には、国名は英語でもマレー語でもマレーシアという規定されています。

ところで、3月上旬に北京行きのマレーシア航空機が行方不明となった事件がありましたが、後日マレーシア政府は同機が実はマレー半島を横断していたとの情報を公開しました。この件に関してナジブ首相が海外メディア向けに行った英語の会見を筆者も NHK のテレビで見ましたが、そのなかで同首相は *Malay Peninsula* ではなく、*Peninsular Malaysia* を使っていたのを覚えています。現地で仕事をされる方々も、両者を適切に使い分けいただければと思います。

2014年05月12日

## 【当世マレーシア人気質（22）】サバ・サラワクは「もうひとつのマレーシア」？〔5〕



政府系企業が運営するクアラランプール工芸センター。カルヤネカ（Karyaneka）のブランド名で知られている。外国人観光客も多い。工芸品の販売のほか、ときどき民族文化の展示・紹介も行っている（筆者撮影）

サバ・サラワクにはどのような人々が住んでいるのでしょうか。本連載の初回で、マレー人以外のブミプトラは数十の少数民族から成り立っており、そのほとんどがサバ・サラワクに居住していることをお伝えしました。彼らについて日本で一番知られているのは、いわゆるロングハウスではないでしょうか。多数の家族が高床式の細長い木造家屋に住むということで、海外旅行の番組などでしばしば取り上げられています。ご覧になったことのあるかたにはそれだけでも収穫ですが、ここで彼らについてもう少し知っていただければと思います。

マレーシア統計局による2010年のサバ人口推計値は326万人。内訳はマレー人7%、華人9%、マレー人以外のブミプトラ55%、外国人26%など、となっています。



サラワク州を中心に居住するクニャ人（Kenyah）の男性（筆者撮影）

同年のサラワク人口推計値は249万人。内訳はマレー人23%、華人24%、マレー人以外のブミプトラ

48%、外国人5%など、となっています。また、インド人は両州とも0.3%程度という少数派です。これらの数値から、次のことが容易にお分かりになるでしょう。

\*マレー人以外のブミプトラが両州ともほぼ半数を占め、多数派を形成している

\*マレー人は多数派とはいえない、両州とも華人より少ないくらいである



「伝統楽器サペの制作実演」とある。サペはクニャ人の伝統楽器（筆者撮影）

\*サバではマレー人の比率が特に低い

\*サバでは外国人の比率が高い

少し補足説明をしましょう。サバの外国人とは、そのほとんどがフィリピン人ないしはインドネシア人です。しかし、実際の外国人比率はもっと高いと考えられます。というのは、いわゆる不法滞在者が少なからずいるからです。彼らが地域社会の不安定要因になっているという指摘もあります。また、フィリピン南部を拠点とするイスラーム過激派「アブ・サヤフ・グループ」(ASG)等による外国人誘拐事件が発生したこともあります。国全体としては平穏なマレーシアですが、この地域に関しては時々危険情報が発信されることがあります。当地に出張されるかたはご注意くださいとよいでしょう。

さて、本題のマレー人以外のブミプトラについてですが、何しろ民族数が多くてすべてに触れることはできませんし、専門家を別にすればあまり意味もありません。サバではカダザンドゥスン (Kadazan-Dusun)、バジャウ (Bajau)、ムル (Murut) を、サラワクではイバン (Iban)、ビダユ (Bidayuh)、メラナウ (Melanau) を人口数の多い民族名として挙げておきましょう。ご記憶いただくとよいと思います。以前はイバンを「海ダヤク (Sea Dayak)」、ビダユを「陸ダヤク (Land Dayak)」と称していましたが、現在では使われていません。年配のかたにはこの古い呼称のほうがよく知られているようです。容貌に関しては、現地経験の豊富なかたでなければ彼らとマレー人を見分けることは難しいでしょう。それでも、双方がある程度の人数で集まっているような場合は、お互いの特徴が出て区別しやすいかと思えます。名前が一番確実な区別手段ですが、これについては別の機会に触れる予定です。

2014年06月09日

## 【当世マレーシア人気質（23）】サバ・サラワクは「もうひとつのマレーシア」？〔6〕



サバ州の州都コタキナバルにある州議会議事堂（写真出所：[http://malaysiafactbook.com/Sabah\\_State\\_Legislative\\_Assembly](http://malaysiafactbook.com/Sabah_State_Legislative_Assembly)）

今回もサバ・サラワク関連です。「もう飽きた！」というかたがおられるかもしれません。次回で終わりにするつもりですので、もう少しお付き合いください。

ところで、サバ・サラワクではマレー人以外のブミプトラ（bumiputera）が多数派であること、またブミプトラとは「マレー人およびマレー人と類縁関係にある諸民族の総称」であること、さらにマレーシアがブミプトラ優遇政策を取っていることなどを既にお伝えしました。ここであらためて考えてみますと、どうしてマレー人に「マレー人と類縁関係にある諸民族」が加えられたのでしょうか。これら諸民族のなかにはムスリムも非ムスリムもいるので、宗教は基準ではありません。答えは簡単です。マレー人が、自らの優位性を示す根拠をこの地に対する先住性に置いたからです。マレー人の伝統的土地所有権を示したマレー人保留地（Malay reservation）が典型ですが、このような歴史的権利を正当化する有力な根拠の一つが先住性です。しかし、マレーシアにはマレー人よりも先に住み着いた諸民族がいるため、自分たちの優越的地位を主張する根拠をその先住性に置こうとするなら、当然これらの人々を除外するわけにはいきません。そこで、先住民全体を表現する言葉が必要になったわけです。

意外に思われるかもしれませんが、連邦憲法ではブミプトラという言葉は使われていません。サバ・サラワクの先住民については、natives of any of the States of Sabah and Sarawak というなんとも冗長な表現が使われています。マレー人の優越的地位の内容を確定するため、既にイギリス統治末期に独立後を見据えた議論がなされてはいたのですが、ブミプトラという言葉自体は連邦憲法施行前においてはそれほど一般的なものではありませんでした。広範に使用されるようになったのは、「マレーシアの父」と称されるラーマン（Tunku Abdul Rahman）初代首相が独立後4年経過した1961年に提唱して以降のことです。これにより、憲法に長々と規定されているマレー人、サバ・サラワクの先住民、半島部の先住民オラン・アスリ（orang asli；本コラム第1回の写真参照）の三者が一つの単語でくくれることに

なったわけです。

ブミプトラという言葉の由来を見てみると、当初はプトラブミ (putera bumi) という形で使用されました。マレー語の語順からすればこちらのほうが正統的です。この言葉は少なくとも 20 世紀の初頭には文献で確認することができます。一方、Bumiputera という名前の雑誌が 1933 年から 1936 年までペナンで刊行されていることと考え合わせると、ブミプトラという言葉はこの間に誕生したのかもしれませんが。実はブミプトラの概念には幅があり、関係する政府機関によってその内容が異なっていたりします。今回は、マレー人以外の諸民族がブミプトラに含まれることによって起きる一種の「ねじれ現象」を、マレー人が少数派であるサバ州に注目して確認しようと思います。

2014年07月07日

## 【当世マレーシア人気質（24）】サバ・サラワクは「もうひとつのマレーシア」？〔7〕



サバ州第11代州首相を務めた Bernard Dompok 氏。サバ出身のカダザンドゥスン人。名前から、マレー人ではないこと、キリスト教徒であることなどがわかる。（写真出所：[http://malaysiafactbook.com/Bernard\\_Dompok](http://malaysiafactbook.com/Bernard_Dompok)）

以前、サバではマレー人の比率が特に低いことをお伝えしました。マレーシア13州のなかで一番の低さ、しかも飛びぬけた低さです。さらに、マレー人といっても実はブルネイ出身者が主体で、他にバジャウ（Bajau）などのムスリム系民族からマレー人化した人々も含まれており、半島部マレーシアのマレー人とは基本的にルーツが異なります。

このことに加え、そもそもマラヤとは異なる歴史的経緯、地理的關係があるため、半島部とはどうしても一体感が希薄になりがちです。その一つの表れが連邦からの分離運動で、これまでに何回か起きています。1965年にはシンガポールがマレーシア連邦から離脱しましたが、その直後にステファン初代サバ州首相が「サバでも連邦との関係を見直すべきだ」との発言をしています。また、1975年にはハルン第3代州首相が、石油収入の連邦政府・州間の配分をめぐってサバの分離独立をほのめかしたことがあります。1990年にはパイリン・キテウイガン第7代州首相の弟が、分離独立を主張したとして国内治安法で逮捕されました。このときはいかにも大事件が起きたという感じがしたものです。

ここで政党政治をめぐる動きを少し見てみましょう。2008年に総選挙がありましたが、与党連合は歴史的大敗を喫しました。かろうじて過半数を取っただけです。しかし、サバ（正確には連邦特別区であるラブアンを含む）では圧勝でした。なんと、与党連合は26議席中25議席を獲得したのです。なぜこ

のような「ねじれ現象」が起きたのでしょうか？「半島部では批判された与党連合の政策がサバでは広範に支持されたから」、というわけではないのです。

一言でいうと、各政党が獲得した票の結果を半島部で大きな意味を持つ「与党連合対野党」という枠組みで換算してみると上記のようになった、ということなのです。このように半島部とは別の力学で政治が動いているわけで、その根幹にあるのが政党と民族の関係です。半島部と同様にサバでも政党は民族別に成立しましたが、半島部のように民族の境界が明確ではないため、ある民族政党がその民族の利益を代表しているとはいええないのです。そのため、同一人物が複数の政党に所属していることもサバでは珍しくありません。また、野党の立候補者が当選後に与党に移籍するということがよくあります。

サバ・サラワクでは単に民族が多いというだけでなく、時にはそれが信仰する宗教やブミプトラの概念と複雑に錯綜しており、かなり専門的な知識がないとその全体像はつかめません。それを知るためには、たとえば集合論に出てくるオイラー図やベン図のようなものがが必要です。ここでは具体例を一つだけ挙げておきましょう。

筆者が1980年代にクアラルンプールのマラヤ大学に在籍していたとき、日本人留学生の送別会で同じ学生寮に住むサバ州出身の女子学生と話す機会がありました。見かけは華人、母語も華語（中国語）とのことでした。しかし、自分はブミプトラで、大学もブミプトラ優先枠で入学したというのです。さらに詳しく聞くと、華人とカダザン人（現在ではドゥスン人と一緒にしてカダザンドゥスン人と呼ばれる）の血を引いており、名前も華人名とカダザン人名の両方を持っているとのことでした。

後で知ったことなのですが、彼女のような例は決して例外的ではなく、サバ州の華人の一定割合で見られるようです。これは、なるべくブミプトラの範囲を広げようとした政府の政策が反映されたものといえることができます。しかし、当時はまだ民族に関する知識が十分でなく、彼女のいうことがすぐには理解できなかったことを覚えています。

具体的な知識はともかく、これまでに述べたような民族や政治に関する初歩的な理解はご自分の赴任地がサバ・サラワクである場合、必ず身につけておくべきものといえます。なぜなら、時として民族間関係がオフィス内のメンバーの人間関係に現れることがあるからです。決して、「自分の仕事には関係ない」とはいえないのです。